次期埼玉県教育振興基本計画(素案)について

第1章 総論

令和5年9月13日 第3回有識者会議

1 計画の趣旨・性格・期間

(1) 計画策定の趣旨

- 本県では、平成31年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)にかけて、「第3期埼玉県教育振興基本計画『豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育』」 (以下「第3期計画」という。)に基づき、確かな学力や豊かな心、健やかな体の育成など、10の目標を掲げ、教育の振興に取り組んできました。
- 具体的には、小・中学校等では、埼玉県学力・学習状況調査を実施し、その調査結果の分析に基づく効果的な取組を各学校に共有したり、高等学校では、「協調学習」による生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図ったりするなど、指導の工夫・改善を着実に進めることにより、児童生徒の学力を伸ばしてきました。
- 第3期計画の期間中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という予測困難な時代を象徴するような事態が生じ、新型コロナウイルス感染症対策のための学校 の臨時休業や、体験活動の制限等、教育活動の一部に停滞をもたらしました。
- 一方で、GIGAスクール構想によって整備されたICT環境を積極的に活用し、コロナ禍以前の学校や教室とは大きく異なる姿で、児童生徒一人一人の学習進度 や興味・関心等に応じたきめ細かな学習や児童生徒同士の相互のやり取りの中で理解をさらに深めていく学習が展開されるなど、デジタル技術の良さを生かした多様 な教育活動が日々の実践の中で生み出されてきている状況にあります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響だけでなく、少子高齢社会の到来、急速なグローバル化の進展、超スマート社会の実現に向けたデジタル技術の発展など、今後、 社会が大きく転換していく中で、教育には、社会の変化に対応し、自ら課題を発見し解決する力とともに、多様な価値観を持つ人々と協働しながら新たな価値を創造 する力を育むことが求められています。
- このように、社会の変化とともに教育の果たす役割がますます重要になっていく中、本県の今後5年間の教育に関する基本的な計画として、令和6年度(2024年度)を計画の初年度とする「第4期埼玉県教育振興基本計画」(以下「第4期計画」という。)を策定します。
- 第4期計画では、教育を取り巻く社会の動向や第3期計画の成果と課題などとともに、埼玉県5か年計画や埼玉教育の振興に関する大綱、国の新たな教育振興基本 計画も踏まえながら、SDGsの達成年限である2030年や、日本の高齢者人口がピークとなる2040年を見据えた中長期的な視点に立ち、5年間に取り組む本 県教育の目標と施策の体系を示しています。

(2) 計画の性格

ア 本県の教育振興基本計画

教育基本法に基づく教育振興基本計画として、令和5年(2023年)6月に策定された国の新たな教育振興基本計画(令和5年度(2023年度)〜令和9年度(2027年度))を参酌しつつ、本県教育の振興を図るために定める基本的な計画です。

教育行政の関係者はもとより、教育に関わる全ての人々が、教育の意義や方向性を共有しながら、これからの埼玉教育の未来を共に描き、創っていくための共通の 指針としていきます。

イ 埼玉県5か年計画を踏まえた分野別の計画

県政全般の総合的な計画である「埼玉県5か年計画〜日本一暮らしやすい埼玉へ〜(令和4年度〜令和8年度)」を踏まえた、教育行政分野における計画です。

(3) 計画期間

○ 令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間です。

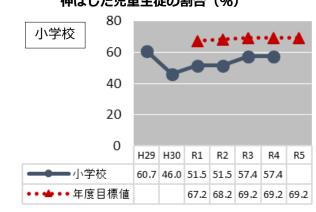
2 第3期計画の検証~成果と課題~

- 第3期計画では、「豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育」を基本理念に掲げ、それを踏まえた10の目標の下に30の施策と155の主な取組を設定し、様々な事業に取り組んできました。
- また、30の施策には38の施策指標を設定し、その達成状況も参考にしながら、それぞれの施策の進捗状況を検証してきました。
- 令和5年(2023年) 4月1日における38の施策指標の達成状況は、計画策定時の数値から目標値に向けて上昇しているものが22、そのうち目標値を達成して いるものが7となっています。一方で、新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業や教育活動の制限等、様々な影響により、16の施策指標が策定時よ りも下降又は策定時と同値となっています。
- 目標値を達成している7の施策指標のうち、100%を目標値としていた施策については、内容の充実を目指して取組を進め、それ以外の施策については更に指標の数値を伸ばすことを目指して取組を進めています。
- ここでは、第3期計画の各目標における代表的な施策を取り上げ、令和4年度末(2022年度末)現在の主な成果と課題を示します。

(1) 目標 I 確かな学力の育成

- 本県では、児童生徒の学力と各学校の指導などとの関係を客観的なデータに基づいて分析し、より効果的な施策や指導を全県で共有して、児童生徒一人一人の学力を伸ばすため、平成27年度から「埼玉県学力・学習状況調査」を小学4年生から中学3年生を対象に実施しています。
- この調査は、「学習した内容がしっかりと身に付いているのか」という今までの視点に、「一人一人 の学力がどれだけ伸びているのか」という視点を加えることで、児童生徒の成長していく姿が見える本 県独自の調査です。
- この「埼玉県学力・学習状況調査」において、小学4年生から6年生まで及び中学1年生から3年生までの2年の間に、国語及び算数・数学の学力を12段階中2段階以上伸ばした児童生徒の割合は、平成29年度は小学校60.7%、中学校32.9%でしたが、令和4年度は小学校57.4%、中学校32.6%となっています。
- これまでの調査の分析結果から、「主体的・対話的で深い学び」の実践が、児童生徒の非認知能力などの向上を通じて、学力の向上につながることが分かっています。令和4年度全国学力・学習状況調査では、国語、算数・数学の全てで全国平均正答率(公立)を上回っており、今まで積み重ねてきた各市町村や学校の学力向上に関する取組の成果が表れ、児童生徒の学力が着実に向上していると捉えられます。
- 一方で、学力を12段階中2段階以上伸ばした児童生徒の割合がやや下がっている要因としては、 小・中学校ともに「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が図られてきているものの、 まだ十分ではないことなどが考えられます。そのため、「主体的・対話的で深い学び」の実践を充実させることが必要です。

学力・学習状況調査における学力状況 「埼玉県学力・学習状況調査」において、学力を12段階中2段階以上 伸ばした児童生徒の割合(%)



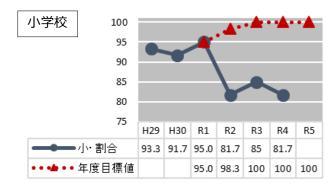


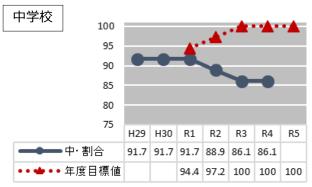
「埼玉県学力・学習状況調査」(埼玉県)

(2) 目標Ⅱ 豊かな心の育成

- 本県では、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、発達の段階に応じた様々な体験活動を推進 するとともに、本県独自に作成した教材を活用した道徳教育や、読書活動の推進を図ってきました。
- 県が設定した「規律ある態度」(各学年12項目)のうち、小学校2年生から中学校3年生の8割以上が身に付けている項目数の割合は、平成29年度は小学校93.3%、中学校91.7%でしたが、令和4年度は小学校81.7%、中学校86.1%となっています。
- 小・中学校ともに、「登校時刻」や「ていねいな言葉づかい」、「集団の場での態度」といった項目は、計画期間を通して全ての学年で8割を上回っています。一方で、従来からの課題である「話を聞き、発表する」等に加え、「整理整頓」において、8割を下回った学年が増加した結果、割合が下がっています。コロナ禍において、児童生徒への指導が行き届きにくかったことや、挙手をして発表することが少なくなってきたことなどが要因と考えられます。
- 引き続き、教員の支援によって児童生徒が「話を聞き、発表する」や「整理整頓」ができていることを実感できるように、体験活動や道徳教育などを推進していく必要があります。
- また、いじめを許さない意識の醸成といじめの早期発見に向けた取組や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むとともに、充実した生徒指導を推進しました。
- 県内公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめ認知件数のうち、翌年度7月末までに解消された件数の割合は、令和2年度は96.5%でしたが、令和3年度は98.0%となっています。
- 解消率が上昇した要因として、いじめ防止対策推進法に基づく対応の徹底や、重大な事態に至らないよう初期段階から積極的に対応するよう時機を捉えて呼びかけを行った結果、学校現場において丁寧な対応が取られたことなどが考えられます。
- 引き続き、いじめの未然防止に取り組み、いじめを生まない環境づくりを進めることが大切です。その上で、いじめの解消率100%を目指し、教職員の意識向上や、スクールカウンセラー等の専門職の配置充実など教育相談体制の充実を図っていく必要があります。

身に付けている「規律ある態度」の状況 児童生徒の8割以上が身に付けている 「規律ある態度」の項目数の割合(%)

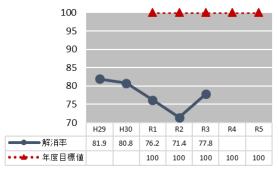




「埼玉県学力・学習状況調査」(埼玉県)及び「『規律ある態度』調査」(埼玉県

いじめの解消率(%)

※県内公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数のうち、認知年度内に解消された件数の割合



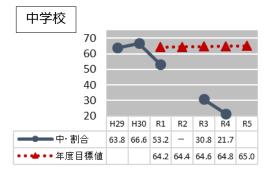
(3) 目標Ⅲ 健やかな体の育成

- 本県では、体力テストにおいて一人一人の目標が設定できる体力プロフィールシートを活用してきめ 細かな指導を行うとともに、教員対象の実技研修会等の実施などにより、児童生徒の体力の向上と学校 体育活動の推進を図ってきました。
- 体力テストの5段階絶対評価で上位3ランク(A+B+C)の児童生徒の割合が学校種別の目標値 (小学校80%、中学校85%、全日制高等学校90%)に到達した学校の割合は、平成29年度は小学校75.1%、中学校63.8%、全日制高等学校50.7%でしたが、令和4年度は小学校41.4%、中学校21.7%、全日制高等学校38.2%となっています。
- 割合が減少した要因としては、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、学校における体育的行事を含めた体力向上に対する取組が減少していることが挙げられます。令和3年度においても、体力向上に対する取組をコロナ前の状況に戻すことができなかった学校が多く、割合が回復しない一因となっています。
- 体力の向上には、学校における体育的行事を含めた体力向上に対する取組のほかに、自発的に体を動かすことが重要です。発達段階や運動の特性に応じた楽しさや喜びを知り、運動やスポーツを好きになることで、自発的に体を動かすことにつながるよう、体育授業をより充実していく必要があります。

体力の目標達成状況

体力テストの5段階絶対評価で 目標を達成した学校の割合(%)





高校(全日制)

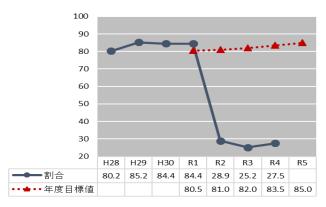


「埼玉県児童生徒の新体力テスト」(埼玉県)

(4) 目標Ⅳ 自立する力の育成

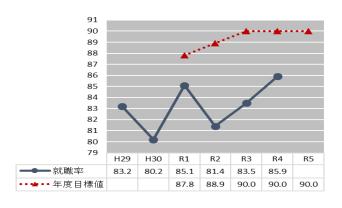
- 本県では、児童生徒が将来、社会人・職業人として自立できるよう、産業界等と連携したキャリア教育の実施や、地域の企業等と連携した実践的な職業教育、特別支援学校高等部の生徒への多角的な就労支援などを推進してきました。
- 国立教育政策研究所生徒指導研究センターのインターンシップの実施状況調査における公立高等学校 (さいたま市立を除く。)の実施率は、平成28年度は80.2%でしたが、令和4年度は27.5% となっています。
- この調査では、実際に企業等で就業体験を行うことを「インターンシップ」としており、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業等での就業体験を中止する学校が多かったことから、実施率は策定時を大きく下回っています。なお、インターンシップを中止した学校においても、その代替としてオンラインによる工場見学や企業等との情報交換会を行うなどの方法によりキャリア教育を実践しています。
- 就職前に、企業や業界を理解することができるインターンシップは有効であり、コロナ禍で減少した インターンシップを、オンラインも活用しながら増やしていく必要があります。
- また、県立特別支援学校高等部の生徒のうち、一般就労を希望した生徒が卒業する時点で一般就労できた割合(内定を含む。)は、平成29年度は83.2%でしたが、令和4年度は85.9%となっています。
- 企業等が障害者を雇用するに当たって、企業側にとっては障害特性を把握するため、また障害者にとっては業務内容を把握するとともに自己の職業適正に対する理解促進を図る目的で、現場実習を経るケースが一般的です。新型コロナウイルス感染症の影響により、現場実習の実施を控える企業等もありましたが、県として障害者の雇用を希望する企業等に働きかけ、新規実習先を開拓した結果、策定時より数値は上昇しています。
- 引き続き、新規実習先・就労先の開拓に向けて、企業等向け学校公開の実施や経済団体等との連携強化を進める必要があります。

職場体験やインターンシップを実施した高等学校の割合(%)



「職場体験・インターンシップ実施状況調査」 (国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター)

特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率(%)

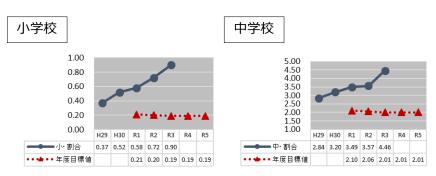


埼玉県による実績調査

(5) 目標V 多様なニーズに対応した教育の推進

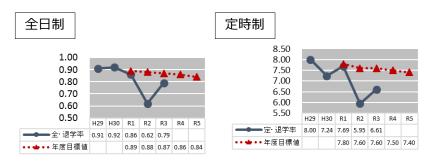
- 本県では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等による教育相談体制の充実 や、多様な学びの場における効果的な教育活動の研究など、不登校児童生徒・高校中途退学者等への支 援を行ってきました。
- 1年度内に30日以上欠席した公立小・中学校の児童生徒の割合は(病気や経済的な理由によるものを除く。)、平成29年度は小学校0.37%、中学校2.84%でしたが、令和3年度は小学校0.90%、中学校4.46%となっています。
- 教職員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、教育相談体制の充実に取り組んでいるものの、不登校に対する社会の見方が「問題行動」から「理解し、受容するもの」へと変化していることや、コロナ禍で登校する意欲が湧きにくい状況にあったことなどから、近年不登校児童生徒数は全国的にも増加しています。
- 不登校児童生徒の支援においては、予兆への対応を含めた初期段階からの組織的かつ計画的な支援が 重要であるため、教育相談体制の充実に引き続き取り組むとともに、教育機会確保法の趣旨を踏まえ、 「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、多様で適切な教育機会を確保していくこ とが必要です。
- 公立高等学校における全日制・定時制別の中途退学者の割合は、平成29年度は全日制0.91%、 定時制8.00%でしたが、令和3年度は全日制0.79%、定時制6.61%となっています。
- 高校中途退学防止に向けた面談や家庭訪問、学び直し指導などきめ細かい支援の結果、数値は改善しています。
- 引き続き、スクールカウンセラー等の専門職や関係機関等と連携し、個々の生徒の状況に応じた支援 を行う必要があります。
- また、学習サポーターの配置や国際交流員の派遣といった、基礎学力に課題がある生徒や日本語指導が必要な児童生徒への支援、ヤングケアラーへの支援などを行い、一人一人の状況に応じた支援を推進してきました。
- 帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導のための研修を受講した教員数は、令和元年度の101 人から、3年間で299人増え、令和4年度には累計で400人となっており、目標値の500人に向けて教員数を増加させることができています。
- 教育をめぐるニーズは多様化しており、一人一人の状況に応じた教育を進めることが求められています。

不登校(年間30日以上)児童生徒の割合(%)



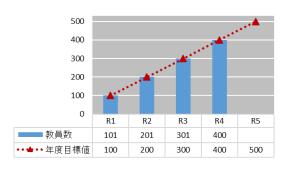
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)

公立高等学校における中途退学者の割合(%)



「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)

日本語指導に関する研修を受講した教員数(人)



埼玉県による実績調査

(6) 目標VI 質の高い学校教育のための環境の充実

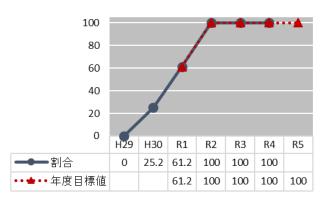
- 本県では、大学生に教員という職業の魅力を伝える「彩の国かがやき教師塾」の実施や、教員養成大学との連携協定に基づく教職の魅力発信等の取組の実施などにより、優れた教職員の確保に取り組むとともに、教職員研修の実施や教員同士が学び合うネットワークの構築、「埼玉県学力・学習状況調査」のデータから見えてきた優れた指導技術の共有などにより、教職員の資質・能力の向上を図ってきました。
- 「主体的・対話的な深い学び」に関する研修を受講し授業を行った教員数は、平成29年度の7,057人から、5年間で6,087人増え、令和4年度には累計で13,144人となっています。
- 引き続き、「主体的・対話的で深い学び」の実践を充実していくとともに、その実践を更に効果的なものとするために、児童生徒がICTを活用して学びを深めることができるよう、全ての教員のICT活用指導力を向上させることも必要です。
- また、授業改善や校務効率化を図るための県立学校におけるICT環境整備など、学習環境の整備・ 充実を推進してきました。
- ホームルームで使用している普通教室において無線 L A Nが利用できる環境にある県立高等学校の割合は、平成29年度は0%でしたが、令和2年度には100%を達成しました。
- 今後、生徒1人1台端末の本格的な活用が進む中、教員のICT活用指導力を高めるとともに、より高度な利用に耐えうる無線LAN環境を構築する必要があります。

「主体的・対話的な深い学び」に関する 研修を受講し授業を行った教員数(人)



埼玉県による実績調査

普通教室において無線 L A Nが利用できる 環境にある県立高等学校の割合(%)



埼玉県による実績調査

(7) 目標Ⅲ 家庭・地域の教育力の向上

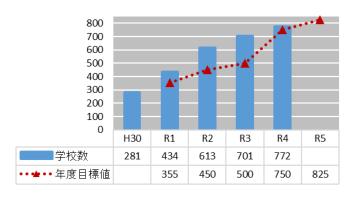
- 本県では、埼玉県家庭教育アドバイザーの養成を進め、県内各地域における「親の学習」の推進や地域子育て支援拠点への支援に取り組んできました。
- 埼玉県家庭教育アドバイザーが「親の学習プログラム」を活用して行う「親の学習」講座の年間実施 回数は、平成29年度は1,697回でしたが、令和4年度は988回となっています。
- 「親の学習」講座は、乳幼児と触れ合う保育体験や、実際の子育ての様子を疑似体験するロールプレイなど、人と直接関わることで参加者の理解が深まる体験的な講座が中心となっています。コロナ禍において、対面での実施には大幅な制限を受けており、令和4年度においてもコロナ前と比較すると依然として少ない状況にあります。一方で、オンラインでも「親の学習」が実施できるよう講座内容を工夫し、家庭教育アドバイザー向けに研修を実施した上で、代替可能な範囲で一部の講座をオンラインで実施しています。
- リアルでの講座内容・実施方法の工夫や、オンライン講座で代替可能な範囲を検討するなど、ポストコロナにおいても家庭の教育力向上に取り組む必要があります。
- また、「学校応援団」活動など地域学校協働活動の推進や、「放課後子供教室」への支援、コミュニティ・スクールの設置推進などにより、地域と連携・協働した教育を推進してきました。
- 小・中学校におけるコミュニティ・スクールの数は、県5か年計画において令和8年度までに全小・中学校(令和5年度当初時点で1,044校)に導入することを目指している中、平成30年度の281校から、令和4年度には772校となっています。
- 計画期間中、国の補助金を活用して学校運営協議会の充実を目指す市町村を支援したことや、研修会 や導入事例の紹介を行ったこと、未導入自治体へ訪問し導入に向けての支援をしたことなどから、導入 校数が大きく伸びました。
- 引き続き市町村への支援を行う必要があります。

「親の学習」講座の年間実施回数(回)



埼玉県による実績調査

小・中学校におけるコミュニティ・スクールの数(校)



「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入・推進状況等調査」 (文部科学省)

(8) 目標畑 生涯にわたる学びの推進

- 本県では、県民の学びを支える環境を整備するとともに、学びの成果の活用を促進するため、情報発信サイト「生涯学習ステーション」による指導者やイベント、講座などの生涯学習に関する情報の提供や、げんきプラザを活用した体験活動の充実、県立図書館における県民のチャレンジ支援の充実、学びを活用した地域課題解決への支援などに取り組んできました。
- 県政サポーターアンケートにおいて、「この1年くらいの間に『生涯学習活動』をしたことがある」 と回答した人の割合は、平成29年度は67.7%でしたが、令和4年度は74.6%となっています。
- 令和4年度のアンケートにおける「どのような施設や場所を使って活動を行ったか」という質問に対して、前年度と比べて音楽ホールなどの「文化施設」や「オンライン」といった選択肢が一定程度伸びを示しています。コロナ禍3年目となる中で、オンラインコンテンツの活用が進むとともに、社会経済活動の再開に伴い、コンサート等への参加者数が増加していることなどが全体の伸びに繋がっているものと推察されます。
- 県5か年計画の目標である76.0%の達成に向けて、県民一人一人のニーズに応じた生涯学習情報を、より多く提供していく必要があります。

(9) 目標IX 文化芸術の振興

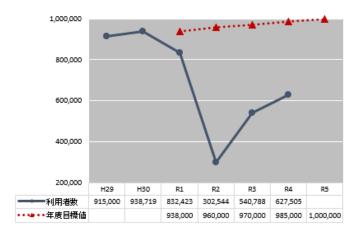
- 本県では、文化芸術活動を充実するため、埼玉県芸術文化祭の開催や県立博物館・美術館等における 魅力ある企画展等の実施、子供たちに対する教育普及活動などに取り組んできました。また、令和元年 度に埼玉県文化財保存活用大綱を策定し、地域の潜在的な歴史文化遺産の掘り起こしやその魅力発信を 行うとともに、市町村における文化財保存活用地域計画の策定やその推進を支援してきました。加えて、 県立博物館・美術館等における企画展等の実施などにより、伝統文化の保存と持続的な活用を推進して きました。
- 県立博物館等における入館者数、出前講座参加者数、出張展示観覧者数などの年間利用者数は、平成 29年度は91.5万人でしたが、令和4年度は62.8万人となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響が最も大きかった令和2年度を底に、回復傾向にはあるものの、社会経済活動の停滞の影響により、策定時を下回る利用者数となっています。
- 利用者の増加に向けて、各館の企画展等の内容を更に魅力的にするとともに、その情報をより多くの 県民に届け、利用につなげることが課題です。また、デジタルを活用した展示方法の提供など、博物館 等の新しい利用方法についても検討する必要があります。

1年間に生涯学習活動に取り組んだ人の割合(%)



「県政サポーターアンケート」(埼玉県)

県立博物館等の年間利用者数(人)



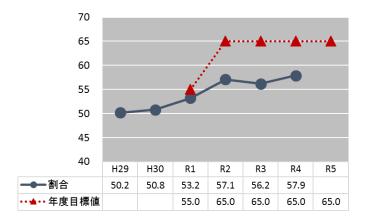
※歴史と民俗の博物館は、R4.12~R5.10まで 大規模改修工事のため休館。

埼玉県による実績調査

(10) 目標 X スポーツの推進

- 本県では、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブへの支援や、県民総合スポーツ大会の開催、 プロスポーツチーム等との連携によるイベントの開催等により、県民がスポーツに親しむことができる よう、様々なスポーツ・レクリエーション活動を推進してきました。
- スポーツを週1回以上行う20歳以上の県民の割合(スポーツ実施率)は、平成29年度は50.2%でしたが、令和4年度は57.9%となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、伸び悩んでいるものの、ラグビーワールドカップ2019日本大会や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会によってスポーツへの関心が高まり、スポーツ実施率は上昇基調にあります。一方で、年代別に見ると、30代~50代の働き盛り・子育て世代は、仕事や家事が忙しいため、スポーツ実施率が低くなっています。
- 今後は、誰もが生涯にわたって充実したスポーツライフを送れるように、他の世代よりも実施率が低い世代のニーズに応じたスポーツ機会の提供促進などに取り組む必要があります。

スポーツを週1回以上行う20歳以上の 県民の割合(スポーツ実施率)(%)



「県政世論調査」 (埼玉県)

3 教育を取り巻く社会の動向と社会状況の変化

(1) 人口減少と人口構造の変化

- 本県の人口は令和3年(2021年)の734.3万人(埼玉県推計人口)まで増加を続けてきましたが、令和4年(2022年)には733.1万人と減少に転じ、令和22年(2040年)には約685万人に減少すると予想されています。年齢区分では、0歳から14歳までの年少人口は、令和5年(2023年)で86.0万人でしたが、今後も緩やかな減少を続け、令和22年(2040年)には約75万人になると見込まれています。また、15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成12年(2000年)をピークに減少が続いており、令和22年(2040年)には約380万人まで減少する見通しです。
- 一方、65歳以上の高齢者は、令和5年(2023年)で197.8万人であり、令和22年(2040年)には約230万人に増加することが見込まれ、県民の3人に1人が高齢者となる見込みです。
- また、本県における在留外国人数は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時減少したものの、令和4年(2022年)には約21.3万人と過去最高になり、 平成30年(2018年)と比べ約3.2万人増加し、県人口に占める割合は約2.9%となっています。

(2) 経済・雇用情勢の動きと格差の固定化・再生産

- 令和2年(2020年)、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、経済活動の人為的な抑制を余儀なくされ、国際社会は未曾有の経済停滞にさらされました。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大は我が国の経済にも甚大な影響をもたらし、急激かつ大幅な景気後退に至りました。令和4年(2022年)以降、緩やかに持ち 直していますが、ロシアのウクライナ侵略等による原材料価格の上昇や円安による輸入物価の上昇は国内物価を上昇させ、家計・企業の活動に影響を与えています。
- 本県の経済も新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい状況が続いていましたが、回復への動きが見られます。
- 埼玉県経済動向調査によると令和5年(2023年)3月の有効求人倍率(季節調整値、新規学卒者除きパートタイム労働者含む)は1.04倍、県内を就業地とする求人数を用い算出した就業地別の有効求人倍率は1.17倍など、本県の雇用情勢は、緩やかに持ち直しているとしています。
- また、令和4年度(2022年度)の県内の非正規雇用者は、33.5%と全国よりも1.9ポイント高くなっています。
- このような状況の中、日本では、不安定な非正規雇用の増加や格差の固定化の懸念が指摘されています。
- 令和4年(2022年)国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、子供の相対的貧困率は11.5%であり、約9人に1人の子供が相対的貧困状態にあるとされています。また、いわゆるひとり親家庭(大人が一人で子供がいる現役世帯)の相対的貧困率は44.5%と、ひとり親家庭の半数近くが相対的貧困状態にあるとされています。
- 貧困家庭の子供は、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあると言われています。 貧困家庭で育った子供が、十分な教育を受けられないことで進学や就職で不利になり、収入の高い職に就けないなど、親の代から貧困が連鎖してしまうという問題が 指摘されています。

(3) 身近に迫る脅威と新たな社会への進展

- ロシアによるウクライナ侵略などの国家間の政治的・経済的な緊張や紛争、テロリズム、新型コロナウイルス感染症の流行などが原因で、世界的に不安定な状況が 続いています。このような状況は、グローバル化の進展に伴い強まった世界の国々の相互依存関係もあり、世界経済にも影響を与え、私たちの生活にも無関係ではありません。
- また、近年、気候変動の影響により、自然災害が激甚化・頻発化していることが指摘されており、地球温暖化の進行に伴って、この傾向が続くことが見込まれています。今後発生が想定されている首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震や火山噴火もあり、災害への備えを怠ることはできません。今後も更に高まる自然災害リスクと正面から向き合い、将来予測される被害を回避・軽減するために、あらゆる努力を行うことが求められています。
- 学校においても、児童生徒に危害をもたらす様々な危険や事故等を防止し、万が一、事故や自然災害等が発生した場合にも、被害を最小限にするための取組が求められます。
- 一方で、新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活を一変させ、社会に新しい生活様式をもたらしました。中でも、テレワークやオンラインサービスをはじめと する新しい働き方・暮らし方は、より多様で柔軟な生き方の実現へとつながっています。
- 今後のポストコロナ時代を見据えて、デジタル技術の徹底的な活用やデジタルインフラなどの戦略的な構築を進め、そこに新しい価値を生み出す変革、すなわちデジタルトランスフォーメーション(DX)が求められています。
- D X の実現は、教育の分野にも大きな変革をもたらし、様々な課題を解決するとともに、児童生徒の学びを豊かにし、教員の働き方を効率的なものに変えるなど大きな可能性を秘めています。

(4) 子供をめぐる教育的ニーズの多様化

- 本県における特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は増加傾向にあり、令和4年度(2022年度)は平成29年度(2017年度)の約1.3倍となり2万人を超えました。小・中・高等学校の通常の学級においても、通級による指導を受けている児童生徒が増加するとともに、令和4年(2022年)に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、小・中学校の通常の学級に8.8%程度の割合で、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面での著しい困難を示す児童生徒が在籍しているという推計もなされています。
- また、不登校児童生徒数が全国的にも増加している中、本県においても、増加の傾向にあり、令和3年度(2021年度)の不登校児童生徒は1万人を超えています。
- さらに、本県における日本語指導が必要な児童生徒(外国籍・日本国籍含む。)は、10年前の約2.6倍に相当する、4千人に近い人数となっています。こうした中、 平成31年(2019年)に新たな在留資格「特定技能」が創設されたことや、令和5年(2023年)に特定技能2号の対象分野追加が決まったことなどにより、 在留外国人の更なる増加が見込まれ、それに伴い外国人児童生徒の増加も予想されます。
- ヤングケアラーの顕在化、LGBTQの児童生徒への支援など、教育をめぐるニーズは多様化しており、社会的包摂の観点から困難を抱える子供たちへの対応が求められています。
- 〇 また、令和5年(2023年)4月には、こども施策を総合的に推進することを目的としたこども基本法が施行され、一人一人の状況に応じた支援の必要性がより 高まりました。

(5) 教職員を取り巻く状況の変化

- 学校教育において、教員は学習指導のみならず生徒指導など様々な場面を通じて、子供たちの状況を把握し指導を行っています。一方、教員の勤務時間はOECDによる調査では調査参加国の中で最長であり、子供のためであればと頑張る教員の献身的な姿勢と、社会の変化や要請を踏まえ、学校の役割が拡大していく中で、教職員に負担が掛かっていることが指摘されています。
- また、本県の時間外在校等時間が月45時間を超えている教員の割合は、令和4年(2022年)11月時点で、小学校36.1%、中学校50.8%、高等学校29.4%、特別支援学校11.5%となっており、時間外在校等時間の一層の縮減が課題となっています。加えて、近年の大量退職等に伴う採用者数の増加や既卒の受験者数の減少、産休・育休取得者や特別支援学級の増加等を要因とした、採用倍率の低下や教員不足といった課題も生じており、学校における働き方改革の更なる推進と併せて、教職の魅力の向上が求められています。

(6) 地域と家庭の状況の変化

- 地域人口の減少や高齢化率の上昇によりコミュニティの維持が困難となり、人と人との結び付きが希薄化し、地域での人間関係・信頼関係の構築が困難になるという指摘があります。
- 地域社会において、一人一人がより豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会づくりを進めるためには、住民自らが担い手としてその運営に主体的に関わっていくことがこれまで以上に重要と言われています。
- また、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等により、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに不安を持つ保護者も多く、地域全体で家庭教育を 支えることの重要性が高まっています。

4 取り組むべき課題

○ 第3期計画の成果と課題、教育を取り巻く社会の動向、社会状況の変化などを踏まえて、今後、取り組むべき課題は、以下のとおりです。

(1) 社会の激しい変化に対応するための資質・能力の育成

- 急速なグローバル化の進展や超スマート社会の到来といった変化の激しい社会を生き抜くためには、基礎的・基本的な知識や技能とともに、どのような変化にも柔軟かつ創造的に対応できる力を育成していくことが課題となります。
- 具体的には、文章の意味を正確に理解する読解力、教科等固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、対話や協働を通じて知識やアイディアを共 有し新しい解や納得解を生み出す力などが挙げられます。
- また、豊かな情操や規範意識、自他の生命を尊重する精神、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、 困難を乗り越え、ものごとを成し遂げる力、公共の精神の育成等を図るとともに、子供の頃から発達の段階に応じて体力の向上、健康の確保を図ることなどは、どの ような時代であっても変わらず重要です。

ア 確かな学力と自立する力の育成

- 「何を学ぶか」だけではなく「何ができるようになるのか」という観点から、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実が必要です。
- 本県においても、「埼玉県学力・学習状況調査」などの取組による成果を基に、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、子供たちに知識や技能をしっかりと身に付けさせ、学んだ知識や技能を活用する力を育成する必要があります。
- また、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくためには、社会人、職業人としての基礎となる知識・技能や、地域の課題等についての認識を深め、その解決を社会の構成員の一人として担うなど、社会の形成に主体的に参画するための資質・能力を身に付ける必要があります。
- グローバル化やDXは労働市場に変容をもたらしており、これからの時代の働き手に必要となる能力は変化しています。AIやロボットによる代替が困難である、 新しいものを創り出す創造力や、他者と協働しチームで問題を解決するといった能力が今後一層求められることが予測され、教育の内容や方法もこうした変化に適 切に対応していくことが求められます。

イ 豊かな心と健やかな体の育成

- 社会の多様化が進む中、一人一人が多様な他者を理解・尊重し、対話や協働を通じて知識や考えを共有し新しい解や納得解を生み出すことが重要になっており、子供たちに豊かな人間性や社会性を育んでいくことが大切です。
- そのため、外国人児童生徒学生等と交流する留学・異文化交流・国際理解教育、地域で子供と大人が交流・協働する体験活動などを通して、自らとは異なる立場や地域にいる人々と接する機会を持つことが重要です。
- 加えて、いじめ防止対策や人権を尊重した教育の推進に取り組んでいく必要があります。
- また、体力は、あらゆる活動の基本であり、身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わります。
- そのため、学校保健の充実による発達の段階に応じた健康の保持増進、学校での体育的活動や身近な地域のスポーツ環境の充実による体力の向上などを図っていく必要があります。

(2) 多様なニーズに対応した教育の推進

- 障害のある子供や、不登校児童生徒、高校中途退学者等、経済的に困難な子供、日本語指導が必要な児童生徒、ヤングケアラー、LGBTQの児童生徒など、多様 なニーズを有する子供たちに対応し、社会的包摂の観点から教育機会の確保や配慮、支援を行うことが必要です。
- 障害のある子供と障害のない子供が共に過ごすための条件整備とともに、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備を進めることにより、インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育を推進する必要があります。
- また、不登校児童生徒の教育機会の確保や相談体制の充実など、不登校対策を更に推進していくとともに、高校中途退学者等の社会的自立に向けた切れ目ない支援が求められます。
- 子供の貧困問題に加え、日本語指導が必要な児童生徒の増加、ヤングケラーの顕在化、LGBTQなど、教育をめぐるニーズは多様化しており、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援が求められます。

(3) 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

- 新しい時代に求められる確かな学力や自立する力、豊かな心、健やかな体を育むためには、学校教育の質の向上を図ることが不可欠であり、その担い手となる教職員の資質・能力の向上を積極的に図っていくことが求められます。このため、優れた教職員を確保するとともに、教職員研修の充実などによる指導力や使命感のある教職員の育成を図っていくことが重要です。
- また、児童生徒に向き合う時間を確保し、より良い教育を行うためには、学校における働き方改革を推進する必要があります。
- 他方、教職員の不祥事は、児童生徒・保護者をはじめ関係する多くの方々の心を傷つけ、県民からの本県教育への信頼を失わせるもので、決してあってはならない ものです。不祥事根絶に向けた取組を推進してまいります。
- また、GIGAスクール構想により1人1台端末と高速通信ネットワーク等のICT環境の整備が飛躍的に進展しました。ICTを活用した新たな取組の実践を通じて、一人一人の状況やニーズに応じたより良い教育環境を目指していく必要があるとともに、校務DXを通じた教育データの利活用や学校における働き方改革にも取り組む必要があります。

(4) 家庭・地域の教育力の向上

- 家庭は、子供たちの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育は、全ての教育の出発点です。地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学んだり助け 合ったりする機会の減少など、子育てや家庭教育を支える地域環境が変化している中、地域全体で家庭教育を支えることが重要となっています。
- また、子供たちは、地域の大人との日常的なふれあいや様々な経験を通して、地域の構成員としての社会性などを身に付けることができます。
- 社会総がかりで子供たちの学びや育ちを支える地域学校協働活動など、学校が核となり、地域と連携・協働していくことが必要です。

(5) 生涯にわたる学びの推進、文化芸術の振興とスポーツの推進

- 人生100年時代をより豊かに生きるためには、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、学習の成果を働くことや地域社会の課題解決につなげていくことが一層重要になっていきます。社会の変化にも対応した豊かな生涯学習の機会の提供や、学びの成果を生かすための支援が必要です。
- また、文化芸術は人々の創造性を育み、感動や安らぎを与え、心豊かな生活をもたらします。文化芸術活動の支援や、伝統文化の後継者の育成・支援や理解を深める取組など、文化芸術の振興や伝統文化の継承を図る必要があります。
- スポーツは、心身の健康増進と体力向上だけでなく、健康長寿社会や共生社会の実現、地域の活性化など、県民生活において多面にわたる効果が期待されます。県 民誰もが生涯にわたってスポーツに親しめる環境の充実に取り組む必要があります。

5 埼玉教育の基本的な考え方

(1) 基本理念

ア 基本理念の考え方

- 教育の目的は、教育基本法において「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」(第1条)と規定されています。
- 本県では、教育基本法に基づく教育の使命を果たすため、第3期計画において、2030年以降も見据えた中長期的な視点に立ち、「豊かな学びで 未来を拓く 埼玉教育」を基本理念として掲げ、教育行政を推進してきました。この基本理念は、社会の変化を予測することが困難なこれからの時代において、社会への関わり や多様な人々との交流を通じて新たな価値を創造し、人生や社会の未来を切り拓くことのできる力を有し、社会の持続的な発展を支える担い手を育てていく上での 基本的な考え方として掲げられたものです。
- 第3期計画の終期に際し、改めて2030年やその先の2040年を見据えると、超スマート社会(Society5.0)に向けた急速な技術革新や、少子高齢化が更に 進み、労働市場の在り方や働く人に必要とされるスキルが変容していくとも言われており、社会の大きな変化が見込まれます。このような時代において、第3期計 画の基本理念の考え方は、変わらずに重要なものです。
- また、第3期計画期間を振り返ると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化という、予測困難な時代の象徴ともいうべき事態が生じました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、オンラインなどICTを活用した教育が大きく進展した一方で、将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合が低下するという状況も見られます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための学校の臨時休業や教育活動の制限などが要因の一つと考えられ、体力の低下や、不登校の増加なども含め、子供たちの心身の発達への影響が懸念されています。予測困難な事態が生じただけでなく、こうした影響もまた予測し得ないものです。こうした事態に対して、教育を含む社会のあらゆる分野において、課題を克服し少しでも望ましい状況を目指して様々な取組が行われています。
- 社会の変化への対応が差し迫っている今、「知識・技能」の習得だけではなく、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」や、学びを人生や社会に 主体的に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」を含めた資質・能力を育成することの重要性はますます高まっています。持続的に発展する社会の創り手を育 成していくためには、第3期計画の基本理念の考え方を踏まえた上で、更に充実した学びにすることが求められています。
- 本県ではこれまで、児童生徒一人一人の成長に着目した「埼玉県学力・学習状況調査」の実施や、児童生徒同士が話し合って解答を導き出す「協調学習」の推進 などを通して、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させる取組を進めてきました。今後はこれらの取組に加えて、教科等横断的な学習の充実などにより、 教育の質を更に高める必要があります。
- また、人生100年時代を見据え、変化の激しい社会においては、学校教育だけでなく社会人の学び直し(リカレント教育)をはじめとする生涯学習の必要性も 高まっています。

イ 基本理念

- 将来の予測が困難な時代において、一人一人が豊かで幸せな人生を送るともに、持続的に発展する社会の創り手となるためには、教育の使命は極めて重要です。
- こうした状況において、第3期計画の基本理念の考え方は変わらず重要であり、第4期計画においても第3期計画の基本理念を継承し、次のとおり掲げます。

「豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育」

- この基本理念は、第3期計画の基本理念を継承しつつ、社会の変化への対応が差し迫っている今、更に充実した学びにすることで、教育の使命を果たしていくため、県民の誰もが参画し得る生涯を通じた多様で深い学び(「豊かな学び」)によって、人生や社会の未来を切り拓く力を育む(「未来を拓く」)ことを目指すものです。
- 第3期計画においては「豊かな学び」を「県民の誰もが参画し得る生涯を通じた多様な学び」と定義しましたが、そこに「深い」という言葉を加え、第4期計画 では「豊かな学び」の質的な面を特に追求し、未来を切り拓く力を育んでいきます。
- 「何のために学ぶのか」といったことを深く考えること、学んだことを相互に関連付けてより深く理解すること、自らの人生はもちろん家族や周囲の人々の人生、 地域や社会がより良いものとなるよう、学んだことを生かすとともにその体験からも学びを得るという、学びと世界が深くつながることの重要性も、この「深い」 という言葉には表現されています。
- こうした「豊かな学び」で、県民の誰もが人生や社会の未来を切り拓き、一人一人が豊かで幸せな人生を送るともに、持続的に発展する社会の創り手となることを目指します。

(2) 計画全体に共通する視点

○ 本計画では、上述の基本理念の下、次の2点を計画全体に共通する視点として、各施策に反映します。

ア 誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進

- 誰一人取り残されず、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる共生社会の実現に向けて、全ての人にとって自分のよさや可能性を引き出せる学びを日 常の教育活動に取り入れていく必要があります。
- その際、学校教育での支援を必要とする子供たちを支えるという観点だけではなく、そうした子供たちも含め、全ての人が「長所・強み」を持っており、互いに 認め合い支え合うことで、それぞれの持つ可能性が引き出されるという観点も大切です。この観点を学びに取り入れることが、誰もが互いを尊重しながら共に生き る社会的包摂の実現にもつながるものです。
- また、一人一人の二一ズに応じた教育の機会や質を「公平、公正」に確保することが重要となります。「多様性」、「包摂性」に「公平、公正」を加え、頭文字を取ったDE&I(Diversity、Equity and Inclusion)の考え方も重視されてきています。
- 一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する共生社会の実現に向けた教育の推進という視点を、障害や不 登校、貧困、日本語能力、家族の介護等といったニーズへの対応だけでなく、全ての施策に生かすことが重要です。

イ 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

- 今後、社会全体のDXが加速していく中で、学校教育や社会教育など教育の分野においてもDXをさらに推進していくことが不可欠です。
- 学校教育においては、1人1台端末などを活用してデジタイゼーションを実行しつつ、学習履歴など教育データの積極的な利活用による学びの個別最適化や、オンラインを活用した教育の推進、デジタル活用による子供が抱える様々な課題やニーズの早期発見・早期対応、校務の効率化など、将来のDXの実現に向けて、デジタライゼーションへの着実な移行を目指す必要があります。
- また、生涯学習においては、オンライン学習コンテンツの増加などにより県民の利便性を向上させるとともに、誰もがDXの恩恵を享受できるよう、デジタルデバイド解消に向けた支援を行うことも重要です。
- オンライン教育やデジタル機器の機能を最大限に活用しつつ、コロナ禍において再認識された教員による対面指導や、子供同士による学び合い、地域社会での多様な体験活動などの重要性も踏まえ、発達段階や学習場面、一人一人の状況に応じたデジタルとアナログ、オンラインと対面の最適な組合せにより、教育効果を高めていくことが求められます。
- また、データの利活用において、個人情報の適正な取扱いが求められることなどを踏まえ、教育DXの推進に当たっては、安心・安全を確保することが重要です。特に、社会に急速に普及しつつある生成AIを含め、デジタル社会の正負の側面にも留意しつつ、デジタルリテラシーやサイバーセキュリティの知識を身に付け、自分で考え行動できる力を育むことも求められます。
- これらを踏まえながら、教育DXの推進という視点を、各施策に反映します。

(3) 目標

○ 基本理念を踏まえ、教育をめぐる様々な課題に応じて、きめ細かに、かつ、的確に目標設定を行うため、今後5年間(令和6年度(2024年度)〜令和10年度 (2028年度))に取り組む教育行政の10の目標を示します。

ア 目標 I 確かな学力の育成

- 「埼玉県学力・学習状況調査」などの取組による成果を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実践を充実させるなど、児童生徒一人一人の学力と学習意欲を 確実に伸ばす教育を推進します。
- 「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善などを進め、児童生徒に思考力・判断力・表現力など新たな時代に求められる資質・能力を育成するとともに、 伝統と文化を尊重し、グローバル化や技術革新に対応する教育、幼児教育などを推進します。

イ 目標Ⅱ 豊かな心の育成

- 体験活動を推進するとともに、道徳教育、人権教育の推進を図ります。
- 生徒指導上の諸課題の早期発見・早期対応に取り組むほか、発達支持的生徒指導を推進するなど、あらゆる教育活動を通じて生徒指導を推進します。

ウ 目標皿 健やかな体の育成

- 学校保健の充実や食育の推進などにより、発達の段階に応じた健康の保持増進を図ります。
- 学校での体育的活動の充実ととともに、児童生徒の運動習慣の確立に向けた取組を推進します。

エ 目標Ⅳ 自立する力の育成

- 職場体験やインターンシップの実施など、小・中学校、高等学校、特別支援学校において、各学校段階に応じたキャリア教育・職業教育を、家庭や地域・企業と連携して推進します。
- 意見表明の機会を設けることによる主体性の育成や主権者教育の推進など、主体的に社会の形成に参画する力を育成します。

オ 目標 V 多様なニーズに対応した教育の推進

- 共生社会を目指し、障害のある子供と障害のない子供が共に過ごすための取組や、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備を進め、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育を推進します。
- 不登校児童生徒や、高校中途退学者等、経済的に困難な子供、日本語指導が必要な児童生徒、ヤングケアラー、LGBTQの児童生徒など、一人一人の状況に応じた支援を図ります。

カ 目標VI 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

- 教職員研修の充実や効果的な指導技術の共有化などにより、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、教職員による不祥事の根絶に向けた取組を推進します。 また、多様な人材との連携体制の構築など、学校の組織運営を改善します。さらに、社会のニーズに応える特色ある県立高校づくりを推進します。
- 子供たちの安心・安全の確保、学習環境の整備・充実、私学教育の振興に取り組みます。

キ 目標VII 家庭・地域の教育力の向上

○ 家庭教育支援の充実を図るほか、学校と地域の住民、保護者、企業や団体等、地域社会との連携・協働による学びを推進するなど、家庭や地域の教育力の向上に 取り組みます。

ク 目標畑 生涯にわたる学びの推進

- 生涯にわたる学びを通して必要な知識・技能を身に付け、自らの可能性を最大限に伸ばし、活躍できる環境を整備します。
- また、学びを活用した地域課題解決への支援など、社会教育を推進します。

ケ 目標IX 文化芸術の振興

- 生涯を通じた文化芸術活動や県立美術館・博物館における活動などを充実させ、文化芸術活動の充実を図ります。
- 文化財の適切な保存・活用に取り組むなど、伝統文化の継承を図ります。

コ 目標 X スポーツの推進

- 県民一人一人が興味関心に基づき、生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。
- スポーツ科学によるアスリートの競技力向上など、競技スポーツを推進します。公正で安心なスポーツ活動を推進するため、スポーツ・インテグリティや安心・ 安全の確保に努めます。